

新型コロナウイルス感染症罹患に伴う出席停止の扱いについて

新型コロナウイルス感染症罹患の場合は、学校保健安全法施行規則第19条の規定により、指定の期間は欠席になりません。登校後に速やかに下記の罹患報告書をご提出ください。

新型コロナウイルス感染症罹患報告書

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

学科・専攻名： \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 年

学生氏名： \_\_\_\_\_

1. 新型コロナウイルス感染症発症日： 年 月 日 ( )  
(症状が出た日)
2. 新型コロナウイルス感染症検査日： 年 月 日 ( )
3. 症状が軽快した日： 年 月 日 ( )
4. 登校開始日： 年 月 日 ( )
5. 受診した医療機関名：

上記のとおり報告します。

※ 受診記録又は検査結果がわかる書類(領収書, 処方箋, 薬剤情報提供書(薬の説明書)等)の写しをいずれか1部添付すること。

【参考】 新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

- ・発症の翌日から起算して5日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から起算して1日を経過するまで出席停止とします。(学校保健安全法施行規則第19条に基づく)
- ただし、無症状の場合は、検査日から起算して5日を経過するまで出席停止とします。